

議案第14号

調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 調布市教育委員会
教育長 栗原 健

提案理由

調布市適応指導教室設置条例の一部改正に伴い、調布市教育委員会事務局処務規則における適応指導教室の名称を改めるため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

調布市教育委員会事務局処務規則（昭和56年調布市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前					
○調布市教育委員会事務局処務規則 昭和56年4月22日教育委員会規則第2号 第1条から第10条まで 略 別表（第2条関係）				○調布市教育委員会事務局処務規則 昭和56年4月22日教育委員会規則第2号 第1条から第10条まで 略 別表（第2条関係）					
部	課	係	分掌事務	部	課	係	分掌事務		
教育部	教育総務課	略		教育部	教育総務課	略			
	学務課	略			学務課	略			
	指導室	指導係	略			指導室	指導係	略	
		教職員係	略				教職員係	略	
		教育支援係	1 特別支援教育に関すること。 2 教育相談に関すること。 3 不登校支援に関すること。 4 学びの多様化学校及び <u>教育支援センター</u> に関すること。				教育支援係	1 特別支援教育に関すること。 2 教育相談に関すること。 3 不登校支援に関すること。 4 学びの多様化学校及び <u>適応指導教室</u> に関すること。	
社会教育課	略		社会教育課	略					

附 則（令和8年3月 日教委規則第 号）
この規則は、令和8年4月1日から施行する。